

## 船橋市との調整、斡旋に関する陳情

## [願 意]

10

地方自治体と市民との問題処理は、弁護士ではなく、議員の役わり」(法曹界見解)とのことです。

因って本件は、「船橋市議会委員会条例」に照らして「イ 企画財政部、カ 会計管理者の所管に関する事項」であれば、常任委員会は「第2条(1) 総務委員会」と見立て、船橋市への調査・斡旋あつて「寄附金の領収書並びに契約書」を、市民へ受領させしめられたく陳情します。

15

## [理 由]

○弁護士見解を尤も<sup>もつと</sup>として手続するに、

- 1、本事案は数年以前、総務委員会で取り扱われました。
- 2、その際の委員長・川井洋基「所見」は、「これは、裁判でなければ」でした。而して御意向に従い、裁判へ持ち込めば、調査・検証は皆無の上、「船橋市例規集」に基づく公印の有る無しですら問題視されませんでした。
- 3、裁判過程で如何なる存念あつてしてか、東京高等裁判所書記官の懇切な助言があり、「法テラス千葉」契約の弁護士2名へ相談するに至りました。

20

25

その場では、「行政手続上の問題は弁護士の仕事に非ず、市会議員がなすべきこと」と共通の判断を披露され、斯くなれば「弁護士判断」が、「船橋市議会委員会条例」等に適合するかやと、陳情の手続を踏む次第です。

○問題は至極単純で、内部文書を条例・規則で、精査して事済むことです。

- 4、市民の数千万円に及ぶ寄附行為に対して、船橋市は1枚の公文書も発行せず、挨拶は云うに及ばず、口答・電話での折衝も無くして経過しました。
- 5、船橋市(船橋市長 松戸徹)が提出した千葉地方裁判所宛て「答弁書」(証拠証明書)は2枚の「書証」に限り、その1は市民が現金に添えた「寄附金添書」、その2は「内部資料」で、公印でなる公文書は1点も含まれていませんでした。

30

35

6、「寄附、基金」の事務分掌方は企画財政部、適用規則は「船橋市予算会計規則」「船橋市契約規則」です。

「寄附金の申入れ」事案の主管事務は財政課長の専任事項で、手続は「会計管理者との合議で定める筋合い」にあり、「船橋市予算会計規則（別表第5、調定の整理区分）」に照らせば、「寄附金の歳入調定」に必要な書類は「決裁文書・寄附申込書」（25/118号）に限り、「第34条 課長は、歳入を調定したときは直ちに会計管理者に通知しなければならない」（調定の通知、8/118号）とされ、ここに於て「領収書」に及ぶ「第2節 納入の通知」（第35条）の経過を踏むとあります。

7、但し、市民は、何度も繰り返しますが、公印でなる領収書等一切を收受した記憶も、記録も持ち合わせません。

8、本件は、現金を持ち込み、寄附申込みをしている事案です。

「船橋市予算会計規則」に当たれば「会計管理者が、現金を直接収納したときは、次に掲げる領収書等のいずれかを交付しなければならない」（第38条、5/118号）とある、この条項が適用される筋合いにあります（仮領収書にしても然り）。

況してやその条の「（1）納入通知等に船橋市文書管理規定（平成2年船橋市訓令第2号）別表第3に定める、領収印を押印した領収書」及び「（2）現金領収帳（第17号様式）で作成した領収書」と規定されれば、領収書が交付されずしてあること事態、想定だに有り得ないことです。

現に、①船橋市監査委員事務局が調査した結果報告では「領収書はある。但し内部資料なので、（当人へですら）披見はならない」（事務局長・鈴木隆）②船橋市（船橋市長・松戸徹）が千葉地方裁判所へ提出した「答弁書」でも、「証拠説明書」で「領収書を示した」とか、それを「見せた」とあります。

9、市民として憂慮して余りある事に、領収書を収受していないことです。

船橋税務署の忠告を以てすれば「領収書が無くては遺族が困るだろう。（寄附が贈与ならば半分は税金、収入印紙もだが）相続で支出の証明がなら無いでは、遺族の負担は大きいよ」。

数千万円を寄附して、それに輪を掛け、遺産相続の税負担まで負わせられるのであれば、相続人へは「相続の放棄」（民法第936条）手続を踏ませねばなりません。

10、領収書は在ると、船橋市・裁判所共に認めているのですから、数年を経ての事であってしても、遅ればせながら「領収書と契約書」を、市民へ渡し、めて欲しいと、唯々念ずるばかりです。